

◇審査基準

様式	評価項目	評価	倍率	配点
1. 災害及び事故等の緊急時の速やかな対応				45
3-1 ア	① 団地を担当するガス主任技術者が常駐する事業所と団地との距離	5	×3	15
3-1 イ	② 当該事業所に常勤するガス主任技術者の数	5	×2	10
3-2 イ・ウ※	③ 緊急時(休祭日夜間を含む)の体制・対応	5	×4	20
2. 安全で安定した供給				20
4-1	④ ガス供給事業での供給戸数実績	5	×2	10
3-2 エ 保安規定	⑤ ガス工作物等の保安体制・対応	5	×2	10
3. 住民サービスの向上				35
3-3 ア※	⑥ 燃焼機器等の安全点検サービス	5	×2	10
3-3 イ※	⑦ 住民の安全意識の啓発(内容と回数)	5	×2	10
3-3 ウ 認可申請書	⑧ ガス料金	5	×3	15
合 計				100

※任意様式(A 4 縦)

1) 評価基準: 5 段階評価

5: 大変優れている、4: やや優れている、3: 普通、2: やや劣る、1: 劣る

2) 審査基準表

① 団地と事業所の距離

5: 2.5Km 未満、4: 5Km 未満、3: 7.5Km 未満、2: 10Km 未満、1: 10Km 以上

② 当該事業所に常勤するガス主任技術者の数

5: 5人以上、4: 4人以上、3: 3人以上、2: 2人以上、1: 1人

③ 緊急時(休祭日夜間を含む)の体制・対応

宿直日直制度、緊急車両配備、緊急工事出動態勢等により5段階に相対評価

④ ガス供給事業での供給戸数実績

5: 2千戸以上、4: 千戸以上、3: 5百戸以上、2: 百戸以上、1: 百戸未満

⑤ ガス工作物等の保安体制・対応

ガス工作物等の保安体制・対応を5段階に相対評価

⑥ 燃焼機器の安全点検サービス

ガス漏れ警報機の負担、安全点検内容と回数等を5段階に相対評価

⑦ 住民の安全意識の啓発(内容と回数等)

入居時器具取り扱い説明、啓発の内容と回数等を5段階に相対評価

⑧ ガス料金(ガス料金を「A」とする。)

5: $A < \text{平均値} \times 0.9$ 、4: $\text{平均値} \times 0.9 \leq A < \text{平均値} \times 0.95$ 、

3: $\text{平均値} \times 0.95 \leq A \leq \text{平均値} \times 1.05$ 、2: $\text{平均値} \times 1.05 \leq A \leq \text{平均値} \times 1.1$ 、

1: $A > \text{平均値} \times 1.1$